

第 23 回泉区和泉町住居表示検討委員会

平成 26 年 7 月 29 日（火）

午前 10 時～

泉区役所 4D 会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 第四次地区市街化調整区域の取込みについて

(2) 第三次地区地元説明会について

(3) 第三次地区の住居表示実施に向けたスケジュールについて

(4) 次回検討委員会について

4 閉会

平成 26 年 7 月 29 日

第四次地区市街化調整区域の取込みについて

第四次地区市街化調整区域の取込みについて、下記のように意見交換会を開催しました。

1 開催概要

- (1) 日時 : 平成 26 年 7 月 13 日(日) 19:00 ~ 20:30
- (2) 開催場所 : 中和泉町内センター (泉区和泉町 3136 番地)
- (3) 参加人数 : 9 名 (事務局除く)

2 当日配布資料

- ・意見交換会開催チラシ
- ・住居表示制度について
- ・泉区和泉町住居表示事業について
- ・泉区和泉町住居表示第三次地区から第六次地区の新町名案について
- ・第四次地区の実施までのスケジュールについて

泉区和泉町第四次地区住居表示について

住居表示区域拡大による 関係する住民の方との意見交換会を開催します

泉区和泉町第四次地区の住居表示について、次のとおり意見交換会を開催し、泉区和泉町住居表示検討委員会において検討している新町界・新町名案について御説明いたしますので、ご参加ください。

1：趣旨

泉区和泉町住居表示検討委員会にて、お住まいの区域を含め泉区和泉町住居表示地区を拡大することが検討されております。つきましては、住民の方々のご意見を伺いたいと考えております。

2：日時

平成 26 年 7 月 13 日(日)
19時から 20時まで

3：会場

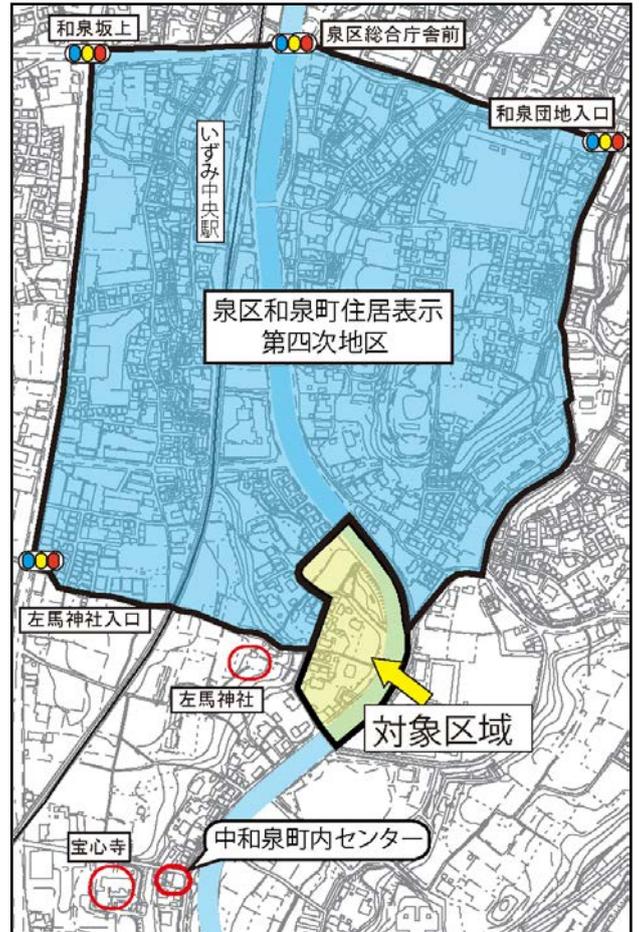
中和泉町内センター
(住所) 泉区和泉町 3 1 3 6 番地

4：対象の方

右図のなかで「対象区域」(黄色い箇所)となっている区域にお住まいの方

5：次第

- (1) 住居表示制度について
- (2) 和泉町第四次住居表示地区の検討経過について
- (3) 第四次地区住居表示のスケジュールについて



- ※ 会場へのお車や自転車でのご来場は、ご遠慮ください。
- ※ 事前の申込みは必要ありません。

【問合せ】 横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
TEL:045 (671) 2320 FAX:045 (664) 5295
E-mail sh-juukyo@city.yokohama.jp

和泉町第四次住居表示地区について

1 住居表示とは

住居表示とは、地番を用いて表している住所から、規則的につけた「街区番号」及び「住居番号」による建物ごとに異なる住所の表し方に変更し、住所を分かりやすくするものです。

これは、住所に多くの同番地または飛び番地があるなどの理由からわかりにくくなっている場合に実施します。

また、住居表示を実施する区域は、和泉町から分割して、適切な広さの新しい町にします。その際には、わかりやすい町の形成を行うようにします。

住居表示実施に伴い住所の表し方が変わります。

(例) 実施前：横浜市 泉区 **和泉町** ○○○○番地○

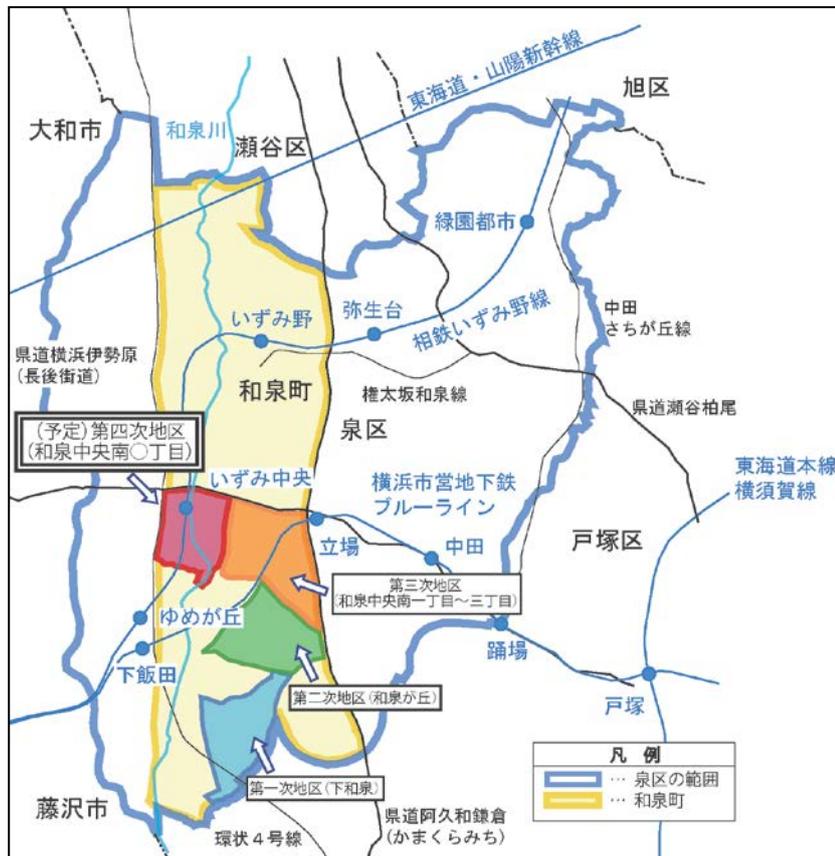
実施後：横浜市 泉区 **和泉中央南○丁目** ○○番 ○号

新町名 (案) 街区番号 住居番号

2 泉区和泉町住居表示事業について

横浜市では、泉区和泉町の住居表示事業を第一次から第六次の6回に分けて実施します。第一次地区は下和泉一丁目から五丁目までを平成24年に実施し、第二次として和泉が丘一丁目から三丁目までを平成25年に実施しました。本年は第三次地区として和泉中央南一丁目から三丁目を実施します。

皆様のお住まいの地区では、**平成27年秋**の住居表示実施を予定しています。



住居表示制度について

現在の住所は、土地の番号である「地番」を用いて表していますが、同じ地番にたくさんの方が建っていたり、土地の分合筆等により欠番や枝番が生じていたりするため、住所がわかりにくくなっています。

住居表示とは、市街地（市街化区域）において、「地番を使った住所の表示」を改め、「建物一つひとつに番号を付けること」により、住所の表示をわかりやすく改めることです。

また、住居表示を実施する区域は、和泉町から分割して、適切な広さの新しい町にします。その際には、わかりやすい町の形成を行うようにします。

【住所の表示の仕方】

現在（地番） 泉区 和泉町 ○○○○番地 ○

実施後（住居表示） 泉区 ○○（○丁目） ○○番 ○○号

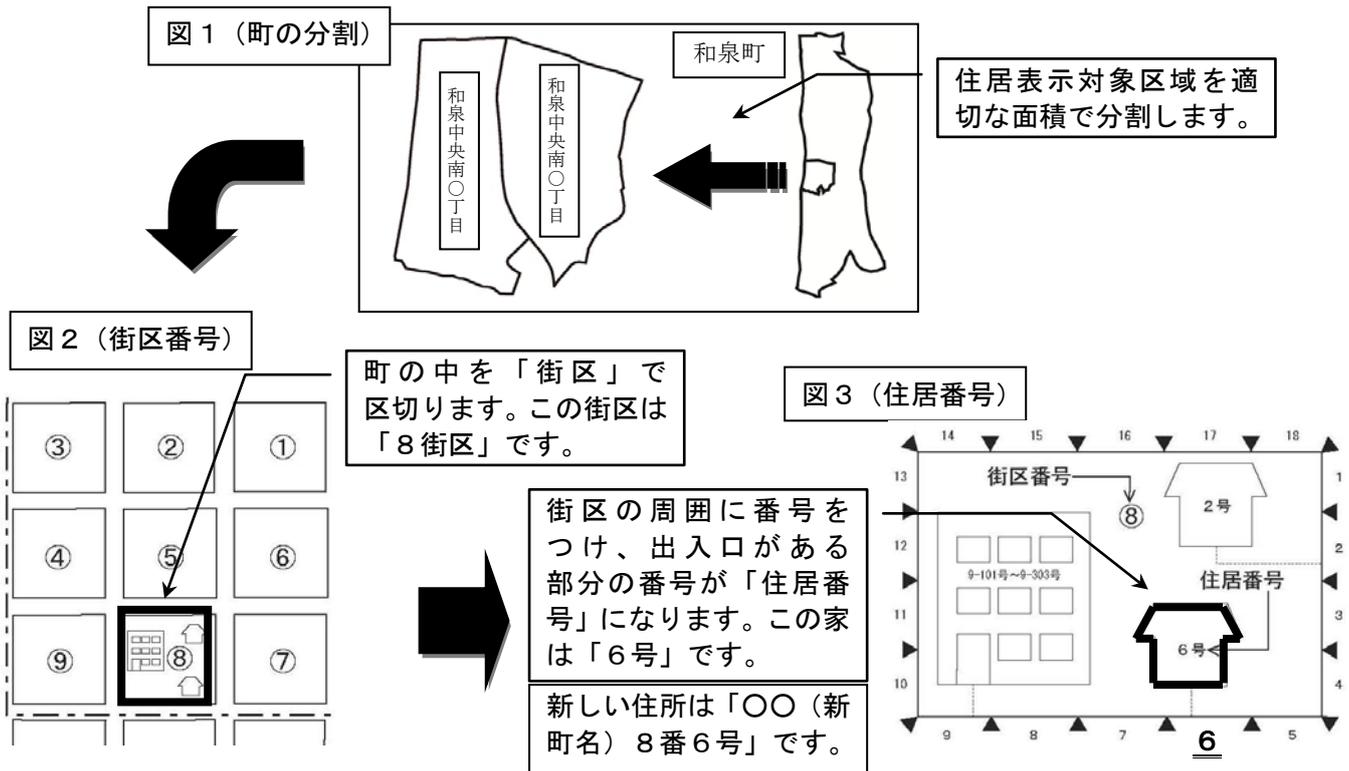
新しい町の名称 街区番号 住居番号

住居表示制度による住所の決め方

まず、道路や河川、鉄道などを境にして、適切な面積の新しい町に分割します（[図1](#)）。

町の中は、道路などを境にした「街区」に分け、連続した番号（街区番号・[図2](#)）をつけます。次に、街区の周囲を、右回りで一定間隔に区切り、番号を振ります。建物の出入口がこの番号のどこの部分にあるかによって「住居番号」が決まります（[図3](#)）。

住居表示による新しい住所は、この「街区番号」と「住居番号」で表します。



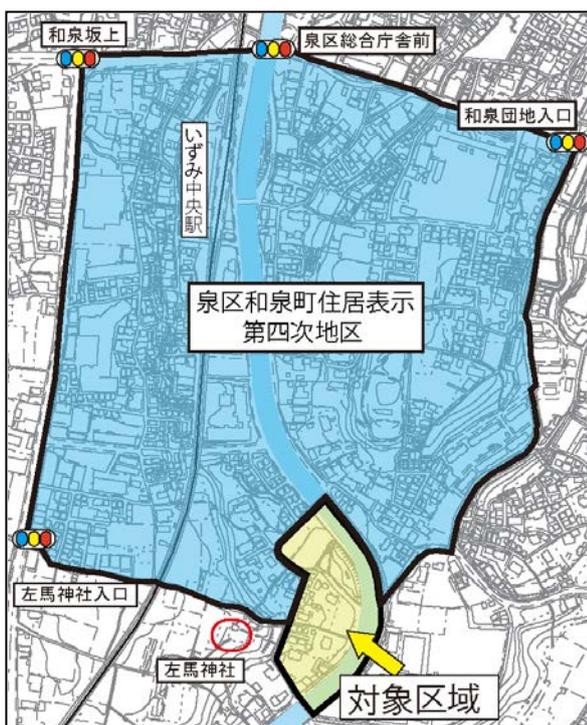
2 泉区和泉町第四次地区住居表示実施の検討について

泉区和泉町第四次地区を含む、第三次地区から第六次地区実施の検討を、以下の表中のように実施してきています。

	検討内容
平成 24 年 9 月～ 平成 25 年 3 月	第三次地区から第六次地区の住居表示区域設定についての検討を実施
平成 25 年 4 月	検討状況お知らせチラシの配付
平成 25 年 5 月	現地調査 ※第三次地区から第六次地区の住居表示区域の確認 第三次地区から第六次地区の町名アンケートについて検討を開始
平成 25 年 6 月	第三次地区から第六次地区の町名アンケートの内容決定
平成 25 年 7 月～ 平成 25 年 8 月	第三次地区から第六次地区の町名アンケートの実施
平成 25 年 9 月	アンケート結果により第三次地区から第六次地区の新町名案の決定
平成 25 年 10 月	町名アンケート結果の町内会への回覧 ※アンケート実施地域へ回覧を実施
平成 26 年 5 月	現地調査 ※第四次地区町界案へ一部区域を含めるかを検討

3 和泉町第四次住居表示地区 町区域案図

現在検討中の町区域案図になります。図中「対象区域」となっている区域が、この度あわせて検討対象となった区域となります。



対象区域を含める理由

- ① 第四次住居表示対象区域と対称区域の境界よりも、実施区域の境界として分かりやすい川がある
- ② 今回の対象区域は、第四次住居表示対象区域の境界に隣接する地域で、住所の混乱がある

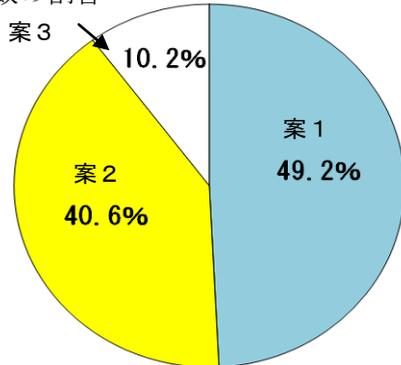
アンケート結果について

実施期間：平成 25 年 7 月 30 日（火）～平成 25 年 8 月 30 日（金）

回答率：31.8%（配付数 9,189 枚、回収数 2,920 枚）



回答数の割合



【案 1】 第三次地区から第六次地区を 2 つに分ける案 和泉中央（南・北）	1,437
【案 2】 第三次地区から第六次地区を 4 つに分ける案 和泉中央（東・西・南・北）	1,185.5
【案 3】 自由意見	297.5
計	2,920

新町名案の決定理由について

※案を複数選択している回答の場合は、票を按分して集計しています。

- ・ 第三次地区から第六次地区は和泉町の中央に位置しており、長後街道の南北に広がっていることから、町名に「和泉中央」を用い、統一感を持たせる。
- ・ 幹線道路である長後街道で南北に区切るため、簡明でわかりやすい。

第四次地区の実施までのスケジュールについて

平成 26 年 11 月	第四次地区 新町界・町名案の地元説明会開催
平成 27 年 1 月	横浜市住居表示審議会 ※第四次地区の新町界・新町名案の内容検討を実施します
2 月頃	新町界・新町名案の告示
4 月頃	居住調査の開始 ※調査員がお伺いし、お住まいの状況(家屋・出入り口・お住まいの方)を確認します
6 月頃	住居表示実施の決定 (横浜市会)
8 月頃	住居表示実施日の告示
秋頃	住居表示実施の地元説明会開催 住居表示実施

平成 26 年 7 月 29 日

第三次地区地元説明会について

泉区和泉町住居表示第三次地区にお住まいの方への説明会を、以下のとおり開催する予定です。

○泉区和泉町住居表示第三次地区地元説明会(手続について)

日程	時間	会場
10 月 5 日(日)	10 時 00 分 ～ 11 時 30 分	伊勢山小学校
10 月 7 日(火)	19 時 00 分 ～ 20 時 30 分	泉公会堂
10 月 9 日(木)	14 時 00 分 ～ 15 時 30 分	泉区役所
10 月 13 日(月・祝)	10 時 00 分 ～ 11 時 30 分	中和田中学校

○泉区和泉町住居表示第三次地区地元説明会(不動産登記について)

日程	時間	会場
11 月 19 日(水)	16 時 00 分 ～ 19 時 00 分	泉公会堂
11 月 22 日(土)	13 時 00 分 ～ 16 時 00 分	泉区役所

※1 日あたり 1 時間× 3 回実施します

平成 26 年 7 月 29 日

第三次地区の実施までのスケジュールについて

平成 26 年 2 月	案の公示 新町界・新町名案を広く事前周知するため、「住居表示に関する法律」第 5 条の 2 第 1 項に基づく公示を行います。2 月 25 日の横浜市報に、新町界・新町名案を掲載しました。
3 月	第 21 回検討委員会 1 月に行われた審議会の報告、案の公示の報告
4 月	居住調査開始のお知らせ及び居住調査（4 月下旬から 10 月下旬まで） 4 月 28 日より「通知書」発行の対象となる方、事業所の有無などについて、横浜市の委託業者が各戸を訪問し、調査を開始しています。 なお、居住調査の実施について対象地区にお住まいの方にお知らせするため、平成 26 年 4 月 11 日にお知らせのチラシを全戸配布しています。
6 月	横浜市会 住居表示に関する法律第 3 条第 1 項及び地方自治法 260 条第 1 項に基づき、新町界・新町名案等を横浜市会に提案します。横浜市会での議決によって、新町界・新町名が決定します。
8 月	実施の告示 新町界・新町名案、住居表示実施日を告示します。8 月の横浜市報に新町界・新町名、住居表示実施日を掲載する予定です。
9 月	新住所通知・地元説明会開催のお知らせ 住居表示実施日の約 1 か月前に、住居表示実施に伴う住所変更等手続きについて案内する「住居表示のしおり」や住居番号表示板、新旧住所案内図などを全戸配布します。その後、新住所の通知を送付します。 また、地元説明会開催（10 月予定）のお知らせのチラシは、「住居表示のしおり」等と一緒に全戸配布する予定です。
10 月	地元説明会の開催 住所変更等に関する地元説明会を開催します。 住居表示実施 住居表示実施日以降は、住居表示に関する法律第 6 条第 1 項に基づき、新住所をお使いいただきます。 また、実施日以降に、住民の方々に住所変更等手続きをお願いします。